

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議

東日本大震災発災から一年が経過し、被災地の復興は全ての国民の願いだが、その最大の障害になっているのががれきの処理である。

岩手、宮城、福島の前3県では約2,253万トンのがれきが発生し、岩手県では通常の11年分、宮城県では通常の19年分もの量となっている。政府では岩手、宮城のがれきについて全国の自治体に広域処理を呼びかけているが、受入れが進んでいないことが現状である。

本来であれば、国の責任により、がれき処理を進めるべきであり、また、被災自治体の首長らが主張する被災地での処理体制を見直し、まずは、地域内処理を第一優先することは言うまでもない。

しかしながら、このがれき処理を進めることは復興には不可欠であり、がれきの広域処理なくして、被災地の新たなまちづくりは進まない。震災の傷跡となったがれきがいつまでも被災地に残っている風景では、真の復興はあり得ない。

よって、豊田市議会として下記事項を強く要請する。

記

- 1 豊田市は、市民の安全確保及び、市民合意を得るために科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて受入れを表明すること
- 2 国及び豊田市は、受入れに際し、岩手県及び宮城県のがれきについて情報を開示し、市民への説明責任を履行すること

以上、決議する。

平成24年3月26日

豊 田 市 議 会